

令和元年9月3日
内閣官房内閣人事局

【概要書】

平成30年度国家公務員の倫理の保持に関する
状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

《報告書の概要》

- ・別添参照

連絡先は省略。

「平成 30 年度国家公務員の倫理の保持に関する状況及び
倫理の保持に関して講じた施策に関する報告」の概要

内閣人事局

1 趣旨

本報告書は、国家公務員倫理法（平成 11 年法律第 129 号。以下「倫理法」という。）第 4 条の規定に基づき、以下の事項について国会に報告するものである。

2 報告の概要

- (1) 各種報告書の提出件数
倫理法により提出が義務付けられている各種報告書の提出件数
○贈与等報告書・・・23,751 件 ○株取引等報告書・・・53 件
○所得等報告書・・・1,370 件
- (2) 倫理監督官への届出等の状況
飲食の届出及び講演等の承認の件数
○利害関係者との飲食の届出・・・413 件
○利害関係者の依頼に応じた講演等の承認・・・56 件
- (3) 懲戒処分等の状況
平成 30 年度中に倫理法・国家公務員倫理規程（平成 12 年政令 101 号）
違反行為に対して任命権者による懲戒処分が行われた事案
○懲戒処分・・・11 件（12 名）
- (4) 政令等の制定又は改廃の状況
○各省各庁の職員の職務に係る倫理に関する訓令の改正
・・・1 件（法務省）
- (5) 倫理法等の適正な運用の確保等のための施策及び倫理感のかん養・保持等のための施策
○倫理審査会による研修教材の作成・配布、「国家公務員倫理週間」（12 月 1 日～12 月 7 日）の実施
○内閣官房及び人事院による研修カリキュラムの実施
○各府省等による倫理法の周知徹底に係る取組の実施 等